

新型コロナウイルス感染症等経済対策資金

新型コロナウイルス感染症・物価高騰・災害等により影響を受けている
中小企業者の皆様に資金面から支援します。



金利の引き下げの継続 (B・C・Gタイプ) 年1.1%

(取扱期間: ~令和6年6月30日実施分まで) ※国の保証制度の変更に伴い、取扱いに変更になる場合があります

Bタイプ

セーフティネット
保証等関連要件

融資限度額…6,000万円 (注1)
融資期間……運転資金 10年以内(うち据置期間1年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
対象……………事業所所在地の市町村長が発行する
セーフティネット保証5号の認定書を取得した方

売上高等
5%以上
減少

セーフティネット
保証5号認定要件

- ・国が指定する業種に属している(最新の指定業種は中小企業庁HPを参照)
- ・原則として①最近1か月②最近1か月とその後2か月の合計の売上高等がそれぞれ「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期」と比較して5%以上減少

(注1)経営サポート資金Aタイプと、新型コロナウイルス感染症等経済対策資金B、Cタイプを合算して1億2千万円まで

Cタイプ

災害復旧
関連要件

融資限度額…5,000万円(うち運転資金3,000万円) (注1)
融資期間……運転資金 7年以内(うち据置期間2年以内)
設備資金 10年以内(うち据置期間2年以内)
対象……………事業所所在地の市町村長が発行する
セーフティネット保証4号の認定書を取得した方

売上高等
20%以上
減少

セーフティネット
保証4号認定要件

- ・原則として①最近1か月 ②最近1か月とその後2か月の合計の売上高等がそれぞれ「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期」と比較して20%以上減少
- ※資金使途は借換に限定(借換資金に追加融資資金を加えることは可能)

Gタイプ

伴走支援型
特別保証要件

融資限度額…1億円
融資期間……運転資金・設備資金 10年以内
(うち据置期間5年以内)
対象……………要件(裏面の要件ア・イ・ウのいずれか)に
該当し、経営行動に係わる計画を立て
金融機関の伴走支援により
経営改善等を目指す方

利用要件拡充

売上高等又は利益率

5%以上減少

国が保証料補助を実施 ➡ 必要な保証料の約 40~75% 補助 (注2)

(注2) 経営者保証免除対応を適用する場合は別途定めがあります。また、変更保証料は全額事業者負担です。

◆融資の申込先◆

群馬県内に本店・支店がある
銀行、信用金庫、信用組合及び
商工中金の融資窓口



群馬県HPで

コロナ 対策資金

検索

群馬県 産業経済部 地域企業支援課 金融係
TEL:027-226-3332



対象要件 (売上高等の比較方法)

Gタイプ信用保証料率

(年率%、国補助後の事業者負担)

要件 **ア**、**イ**、**エ** → 一律 0.2%
要件 **ウ** → 0.2%~1.15%

※変更保証料は補助前の保証料率となり、全額事業者負担です。

ア セーフティネット保証4号の認定書を取得した方

売上高等 **20%**以上減少

イ セーフティネット保証5号の認定書を取得した方

国指定業種かつ売上高等 **5%**以上減少

ウ 次のいずれかに該当する方

①売上高又は②利益率が **5%**以上減少

① 売上高で比較

要件緩和

・最近1か月間(※1)の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している

前年同月の売上高

5%以上減少

最近1ヶ月間(※1)の売上高

② 利益率で比較

要件追加

■売上高総利益率(※2)で比較する

i. 最近1か月間(※1)の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している

前年同月の売上高総利益率

5%以上減少

最近1ヶ月間(※1)の売上高総利益率

ii. 最近1か月間(※1)の売上高総利益率が直近決算(※4)の売上高総利益率と比較して5%以上減少している

直近決算(※4)の売上高総利益率

5%以上減少

最近1ヶ月間(※1)の売上高総利益率

iii. 直近決算(※4)の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している

直近決算前期の売上高総利益率

5%以上減少

直近決算(※4)の売上高総利益率

■売上高営業利益率(※3)で比較する

iv. 最近1か月間(※1)の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している

前年同月の売上高営業利益率

5%以上減少

最近1ヶ月間(※1)の売上高営業利益率

v. 最近1か月間(※1)の売上高営業利益率が直近決算(※4)の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している

直近決算(※4)の売上高営業利益率

5%以上減少

最近1ヶ月間(※1)の売上高営業利益率

vi. 直近決算(※4)の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している

直近決算前期の売上高営業利益率

5%以上減少

直近決算(※4)の売上高営業利益率

..... Gタイプ 用語解説

(※1)最近1か月間…減少要件確認書(※5)の記入日の前3か月間のうちいずれかの月を選択します(記入日の属する月は含みません)。なお、この「最近1か月間」の前年の同月が、最近1か月間に対応する「前年同月」です。

(※2)売上高総利益率…「売上高総利益÷売上高×100」で算出します。

(※3)売上高営業利益率…「売上高営業利益÷売上高×100」で算出します。

(※4)直近決算…減少要件確認書(※5)の記入時点で申告期限が到来している、最新の決算期です。なお、この「直近決算」の1期前の決算期が「直近決算前期」です。

(※5)減少要件確認書(売上高減少要件確認書、売上高総利益率減少要件確認書、売上高営業利益率減少要件確認書)
…申込の際に作成する書類の1つです。この書類の記入日から概ね1カ月以内に、金融機関経由で群馬県信用保証協会の保証申込受付を済ませてください。(信用保証協会所定様式)

エ 令和6年能登半島地震による災害に係る罹災証明書を取得した方